

## 5 賃金を払ってもらえない。

(相談内容)

賃金は、毎月25日払いですが、翌月になっても支払ってくれません。会社にいつ頃払えるか聞いても、「支払いが遅れている」と言うばかりであり、支払時期を答えてくれません。どうしたら良いでしょうか。

(回答)

賃金は、労働基準法第24条第2項の規定により、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないこととされています。

会社は、この規定に違反していると思われるので、お近くの労働基準監督署に相談することをお勧めします。

【参考条文】

◎労働基準法

(賃金の支払)

第24条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第89条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。